

2009年 日本ジムカーナ選手権四国地区シリーズ 第5戦  
2009年 JMRC 全国オールスター選抜ジムカーナ 第5戦  
2009年 JMRC 四国ジムカーナジュニアシリーズ 第5戦  
2009 OWL ほのぼのジムカーナ I

特 別 規 則 書

公示

本競技会は社団法人日本自動車連盟（JAF）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則及びその付則、それに準拠した日本自動車連盟の国内競技規則、その付則ならびに 2009年 JMRC 四国スラローム競技統一規則書に従って開催する。

2009年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定ならびに本競技会特別規則書に従い準国内競技として開催される。

- 第1条 競技会の名称** 2009 OWL ほのぼのジムカーナ I
- 第2条 競技種目** ジムカーナ
- 第3条 競技の格式** JAF 公認準国内競技
- 第4条 開催日** 2009年7月5日（日）
- 第5条 開催場所** 名称 : 徳島カートランド  
所在地 : 徳島県吉野川市美郷毛無  
TEL 0883-43-2143
- 第6条 オーガナイザー** 名称 : モータースポーツアウル (OWL)  
代表者 : 藤沢 繁美  
所在地 : 香川県高松市宮脇町1丁目8-26  
TEL 087-831-5789 FAX 087-831-5789
- 第7条 大会役員** 大会会長 藤沢 逸郎 (OWL 名誉顧問)  
審査委員長 大西 周 (DCR)  
組織委員長 山地 潤也  
組織委員 宮脇 良平
- 第8条 競技役員** 競技長 藤沢 繁美  
コース委員長 藤沢 隆志  
技術委員長 和田 善明  
時計委員長 八木 利憲  
救急委員長 藤沢 隆志  
事務局長 藤沢 繁美

## 第9条 参加申込及び参加費用

- 1) 参加申込場所及び問合せ先（大会事務局）  
上記オーガナイザーに同じ
- 2) 参加受付期間  
2009年6月13日（土）～2009年6月27日（土）必着
- 3) 参加料  
選手権クラス : 12000円      ジュニア : 10000円  
クローズド : 8000円      体験クラス : 4000円  
(体験クラスは共済込金額)  
  
(共に昼食は含みません。)

## 第10条 開催タイムスケジュール

ゲートオープン	7:00
受付	7:30～8:30
公式車検	8:00～9:00
コースオープン	8:00～9:00
ブリーフィング	9:00～9:15
出走	9:30～

## 第11条 参加車両

- 1) 地方選手権四国地区シリーズ  
N I : 気筒容量 1500cc 以下の前輪駆動 N 車両  
N II : 気筒容量 1500cc を超える前輪駆動の N 車両  
N III : 後輪駆動の N 車両  
N S IV : 四輪駆動の N 車両および四輪駆動の S A 車両  
S A I : 気筒容量 1600cc 以下の二輪駆動の SA 車両  
S A II : 気筒容量 1600cc を超える二輪駆動の SA 車両  
C D : S C ・ D 車両
- 2) JMRC 四国ジムカーナシリーズ  
R 部門（ラジアルシリーズ）  
R I : 二輪駆動の G R 車両  
R II : 四輪駆動の G R 車両  
J 部門（ジュニアシリーズ）  
J 1 : 気筒容量 1600cc 以下の G J 車両  
J II : 気筒容量 1600cc を超える G J 車両
- 3) クローズド・AT・B クラス  
2009年JAF国内車両規則スピード車両規定に合致した車両

## 第12条 参加資格及び競技運転者

- 1) 選手権クラス参加者は、当該年度有効な JAF 競技運転者許可証 国内 B 級以上を所持していなければならない。
- 2) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証を所持していなければならない。
- 3) 競技中事故による死亡あるいは傷害について最低一千万円以上補償される保険に加入していなければならない。なお、参加受付時にその保険証書（コピー可）または全国共同共済加入の JMRC から発給された当該年度有効な共済会員証が確認できること。  
※共済利用で未加入の競技運転者は、当日参加受付時において、JMRC 四国共済への加入を義務付ける。
- 4) 満 20 歳未満の競技運転者は、参加申込みに際し、親権者の承諾書を提出しなければならない。
- 5) その他何らかの理由により、警察、行政関係により処罰もしくは疑義のあるものは参加できない。

## 第13条 賞典

全クラス 1位~3位 JAFメダル、副賞

3位~6位 副賞

(ただし参加台数により賞典の制限を行う場合がある。)

## 第14条 記載されていない事項

- 1) 本規則書に記載されていない事項については、JAF 国内競技規則及び JMRC 四国スラローム競技統一規則書に準拠する。
- 2) 本規則発行後、JAF において決定され公示された事項は、全ての規則に優先する。

以上